

『新わたしたちのまちづくり』

～No.4～

本年5月号の広報からお知らせしています「都市計画区域マスタープラン」に対しまして、原案を町ホームページ等に掲載し、ご意見をいただいて来たところではありますが、7月8日までに町ホームページをご覧いただいた件数が100件ありました。

今後も皆さんのご意見を伺いながら、区域マスタープラン（原案）を作成し、8月中に県へ提出してまいります。

【白地地域の建築形態規制】

横芝町の用途地域を定めていない地域（以下「白地地域」という。）について、建物を建てる時は、建ぺい率70%・容積率400%以内として定められていますが、建築基準法の改正により、土地利用の状況に応じて、建ぺい率、容積率等の建築形態規制を下記より選択し、改めて定めることとなりました。

この作業は、全国で一斉に行われます。

当町でも、地域毎の基礎調査を行っている最中ですので、今後区域マスタープランと同様に、皆様の意見を伺いながら町の原案を作成してまいります。

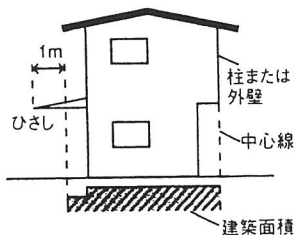
- 建ぺい率………70,60,50,40,30%より選択
- 容積率………400,300,200,100,80,50%より選択

※皆さんのご意見を聞かせてください。

町都市整備課 ☎82-8819 FAX 82-5342

Eメール toshi@town.yokoshiba.chiba.jp

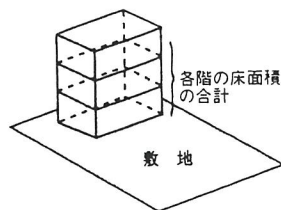
建ぺい率・容積率



●建ぺい率

建物の建築面積（概ね1階の面積）の敷地面積に対する割合（普通“%”で表す）のことをいいます。

$$\text{建ぺい率(\%)} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$



●容積率

建築物の各階の床面積の合計（延べ面積）の敷地面積に対する割合（普通“%”で表す）のことをいいます。

$$\text{容積率(\%)} = \frac{\text{各階の床面積の合計}}{\text{敷地面積}} \times 100$$